

手形による下請代金の支払

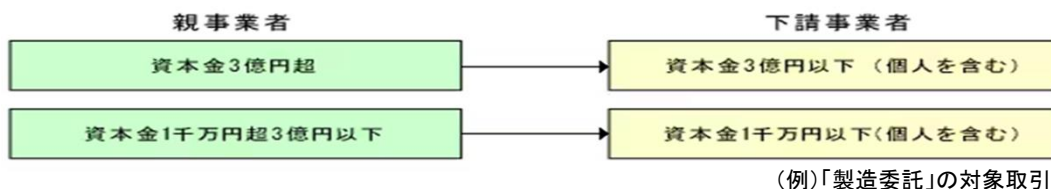
- 建設業法では、特定建設業の許可を持つ元請事業者と資本金規模が一定額未満の下請事業者における工事請負契約において、下請代金の支払いを「割引困難手形」の交付により行うことを禁止。建設業法の禁止の対象は工事請負契約であるが、これ以外の契約については、下請法（下請代金支払遅延等防止法）の「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」に該当するときは、同法により「割引困難手形」の交付による支払いが禁止。
- 令和6年11月から、手形の期間が60日を超える手形を「割引困難手形」のおそれがあるものとして指導の対象とする運用に変更。

1. 手形期間(サイト)のルール【従来】

下請法（下請代金支払遅延等防止法）（第4条第2項第2号）

1. 対象

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」の取引において、一定の資本金規模にある親事業者と下請事業者間の取引



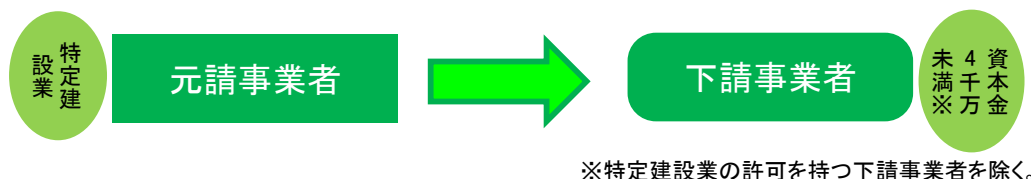
2. ルール

下請代金を支払う際、「一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形」（割引困難手形）を交付してはならない。具体的には、手形の期間が、繊維業90日、その他の業種120日を超える手形を「割引困難手形」のおそれがあるものとして指導の対象とする運用。

建設業法（第24条の6第3項）

1. 対象

特定建設業の許可を持つ元請事業者と資本金規模が一定額以下の下請事業者間における工事請負契約



2. ルール

下請代金を支払う際、「一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形」（割引困難手形）を交付してはならない。具体的には、手形の期間が、120日を超える手形を「割引困難手形」のおそれがあるものとして指導の対象とする運用。

2. 手形期間(サイト)の新ルール

- 「割引困難手形」の運用を「60日」に統一（令和6年11月～）。手形の期間が60日を超えるものを「割引困難手形」のおそれがあるものとして指導の対象とする。
- 手形期間の短縮は、支払原資が適切に確保されるようサプライチェーン全体で取り組みを進める必要。
 - ⇒ 下請法対象外の取引についても、手形期間を60日以内に短縮する、できる限り現金払とするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。特に、建設工事においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。【公正取引委員会から民間事業者団体あて通知】